

第 八 十 八 号 議 案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改める。

別表第一を次のように改める。

第 8 8 号議案

別表第 1 (第 6 条関係)  
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	168,900	260,300	306,400	344,300
	2	171,000	262,400	308,700	346,900
	3	173,100	264,500	311,000	349,500
	4	175,200	266,600	313,300	352,100
	5	177,300	268,900	315,600	354,700
	6	179,400	271,300	317,800	357,300
	7	181,500	273,400	320,200	359,800
	8	183,500	275,600	322,400	362,200
	9	185,800	277,800	324,700	364,600
	10	187,900	280,000	327,000	367,000
	11	190,100	282,200	329,200	369,400
	12	192,300	284,400	331,400	371,800
	13	194,400	286,600	333,600	374,200
	14	196,200	288,700	335,900	376,500
	15	198,100	290,900	338,200	378,700
	16	200,000	293,200	340,700	380,900
	17	201,800	295,400	343,100	383,000
	18	203,700	297,700	345,500	385,000
	19	205,600	300,000	348,000	387,000
	20	207,600	302,300	350,500	389,000
	21	209,600	304,600	353,000	390,900
	22	211,500	306,800	355,300	392,800
	23	213,400	309,200	357,600	394,600
	24	215,300	311,400	359,900	396,200
	25	217,200	313,700	362,200	398,000
	26	219,000	315,900	364,400	399,700
	27	221,000	318,100	366,600	401,300
	28	222,900	320,400	368,700	402,900
	29	224,800	322,500	370,800	404,500
	30	227,000	324,700	372,800	405,900
	31	229,100	326,800	374,800	407,300
	32	231,200	328,900	376,700	408,700
	33	233,400	331,100	378,500	410,100
	34	235,400	333,100	380,300	411,300
	35	237,500	335,200	382,000	412,500
	36	239,600	337,200	383,500	413,700
	37	241,700	339,100	384,900	414,900
	38	243,800	340,900	386,300	416,000
	39	245,900	342,700	387,600	417,000
	40	248,100	344,500	388,900	418,000

41	250,300	346,300	390,100	419,000
42	252,400	348,000	391,300	419,900
43	254,600	349,700	392,500	420,800
44	256,700	351,300	393,600	421,600
45	258,900	352,900	394,500	422,400
46	261,000	354,400	395,400	423,100
47	262,900	355,900	396,400	423,800
48	265,100	357,400	397,400	424,500
49	267,200	358,900	398,300	425,200
50	269,400	360,300	399,200	425,900
51	271,700	361,600	400,000	426,500
52	273,800	363,000	400,800	427,100
53	276,000	364,400	401,600	427,600
54	278,100	365,700	402,400	428,200
55	280,300	366,900	403,200	428,800
56	282,500	368,100	404,000	429,400
57	284,600	369,300	404,700	430,000
58	286,700	370,400	405,400	430,600
59	288,700	371,500	406,100	431,200
60	290,800	372,600	406,800	431,800
61	292,900	373,700	407,500	432,400
62	294,900	374,800	408,100	432,900
63	297,000	375,800	408,700	433,500
64	299,100	376,700	409,300	434,100
65	301,100	377,700	410,000	434,500
66	303,100	378,600	410,500	435,000
67	305,200	379,500	411,100	435,500
68	307,200	380,400	411,700	436,000
69	309,300	381,200	412,300	436,500
70	311,200	382,000	412,900	437,000
71	313,200	382,800	413,500	437,500
72	315,200	383,700	414,100	438,000
73	317,100	384,500	414,700	438,400
74	319,100	385,200	415,300	438,900
75	321,200	385,900	415,800	439,400
76	323,100	386,600	416,400	439,900
77	325,100	387,200	416,900	440,400
78	327,000	387,800	417,400	440,900
79	328,700	388,300	417,900	441,400
80	330,500	388,900	418,400	441,900

第 8 8 号議案

再任用職員以外の職員	81	332,200	389,500	418,900	442,400
	82	333,800	390,100	419,400	442,900
	83	335,500	390,700	419,900	443,400
	84	337,100	391,300	420,400	443,800
	85	338,500	391,900	420,900	444,300
	86	340,000	392,500	421,300	444,700
	87	341,500	393,100	421,800	445,100
	88	342,900	393,700	422,300	445,500
	89	344,200	394,200	422,800	445,900
	90	345,500	394,700	423,300	446,300
	91	346,800	395,300	423,800	446,700
	92	348,000	395,900	424,300	447,100
	93	349,100	396,400	424,700	447,500
	94	350,200	396,900	425,100	447,900
	95	351,300	397,400	425,500	448,300
	96	352,300	397,900	425,900	448,700
	97	353,300	398,400	426,300	449,100
	98	354,200	398,800	426,600	449,400
	99	355,000	399,300	427,000	449,800
	100	355,800	399,800	427,400	450,200
101	356,500	400,300	427,800	450,600	
102	357,200	400,800	428,200		
103	357,900	401,300	428,600		
104	358,400	401,800	429,000		
105	359,000	402,300	429,400		
106	359,600	402,800	429,800		
107	360,100	403,300	430,200		
108	360,700	403,800	430,600		
109	361,400	404,200	430,900		
110	361,900	404,700	431,300		
111	362,400	405,200	431,700		
112	362,900	405,700	432,100		
113	363,400	406,200	432,400		
114	363,900	406,600			
115	364,400	407,000			
116	364,900	407,400			
117	365,400	407,800			
118	365,800	408,200			
119	366,300	408,600			
120	366,800	409,000			

121	367,300	409,400		
122	367,800	409,700		
123	368,300	410,100		
124	368,800	410,500		
125	369,200	410,900		
126	369,600	411,300		
127	370,000	411,700		
128	370,400	412,100		
129	370,800	412,400		
130	371,100			
131	371,500			
132	371,900			
133	372,300			
134	372,700			
135	373,100			
136	373,500			
137	373,900			
138	374,300			
139	374,700			
140	375,100			
141	375,500			
142	375,900			
143	376,300			
144	376,600			
145	377,000			
146	377,400			
147	377,800			
148	378,200			
149	378,600			
150	379,000			
151	379,400			
152	379,800			
153	380,100			
154	380,500			
155	380,900			
156	381,300			
157	381,700			
158	382,100			
159	382,500			
160	382,900			

第 8 8 号議案

	161	383,300			
	162	383,700			
	163	384,100			
	164	384,500			
	165	384,800			
	166	385,200			
	167	385,500			
	168	385,900			
	169	386,300			
再任用 職員		230,600	269,500	292,400	331,000

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同条第三項中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会



（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7 付則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

( 説明 )

特別区人事委員会勧告に基づき、幼稚園教育職員の給料表及び勤勉手当の年間支給月数を改定する必要があるので、本案を提出いたします。